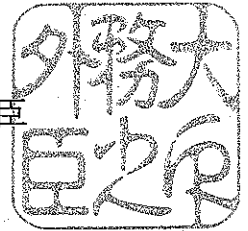


情報公開第00435号
平成30年06月15日

情報公開市民センター
理事長 新海 聡様

外 務 大 臣



決定書の謄本送付について

平成18年08月17日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本を送付します。

付属添付

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

決 定 書

名古屋市中区丸の内三丁目7番2号

チサンマンション丸の内第2 303

異議申立人 特定非営利活動法人 情報公開市民センター

理事長 新海 聡

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「法」という。)に基づく開示請求に対する行政文書開示決定等(平成18年6月20日付け情報公開第01879号,以下「原決定」という。)に対して,上記異議申立人が平成18年8月17日付けで提起した異議申立てについて,次のとおり決定する。

主 文

原決定において不開示とした部分のうち,別表に掲げる部分については,異議申立てを一部認容し,原決定を変更して開示する。

その余の部分については,異議申立てを棄却する。

異議申立ての要旨

原決定の取消しを求める。

決定の理由

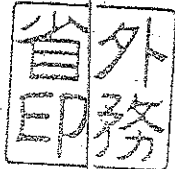
改めて精査した結果,本件対象文書のうち文書2(国会議員に対する便宜供与実施報告)について,在米国日本国大使館の非公表かつ現在も使用中のファックス番号については,公にすることにより,事務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあるため法5条6号に該当し不開示とするが、その余の不開示箇所については開示可能な情報と認められることから、開示することが妥当であると判断するに至った。

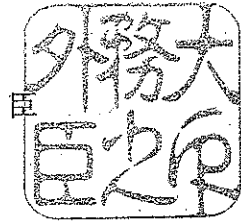
よって、主文のとおり決定する。

なお、本件異議申立てに関し、法18条の規定に基づき、平成29年8月31日付け情報公開第00828号により情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、平成30年5月15日付け平成30年度（行情）答申第55号を得た。

平成30年6月15日

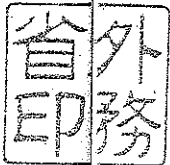


外 務 大

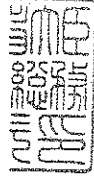


別表

| 文書番号 | 改めて開示する部分 |
|------|--------------|
| 2 | ファックス番号以外の部分 |
| | |
| | |
| | |

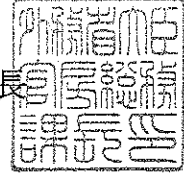


本書は、決定書の謄本である。



平成30年06月15日

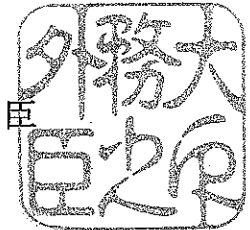
外務省大臣官房総務課長



情報公開第00438号
平成30年06月15日

情報公開市民センター
理事長 新海 聡様

外 務 大



決定書の謄本送付について

平成18年08月17日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本を送付します。

付属添付

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

決定書

名古屋市中区丸の内三丁目7番2号
チサンマンション丸の内第2 303
異議申立人 特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「法」という。)に基づく開示請求に対する行政文書開示決定等(平成18年6月20日付け情報公開第01880号、以下「原決定」という。)に対して、上記異議申立人が平成18年8月17日に提起した異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文

本件異議申立てを却下する。

異議申立ての要旨

当該処分の取消を求める。

決定の理由

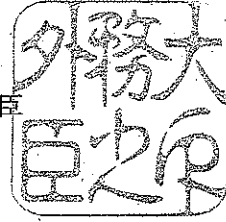
本件異議申立てについて、異議申立人が裁判所に原決定の取消しを求め提訴し取消しが確定したため、当省は原決定を取消し、決定の変更を行った(平成21年10月16日付け情報公開第02481号)上で、法第18条の規定に基づき平成29年10月20日付け情報公開第01080号により情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。前記諮問に対し、情報公開・個人情報保護審査会より平成30年5月15日付け情個審第1533号(別添、以下「意見書」という。)のとおりに、本件異議申立ては原決定を取消したため、対象となる原処分が存在しないことから、行政機関の保有する情報の公開に関する法第18条に基づき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしなければならない場合に該当するものとは認められないとの判断を得たところである。

同意見書の内容を踏まえ、当省として再度検討した結果、当省は原決定を取り消し、改めて決定したことにより、本件異議申立てに係る決定は存在しないことから、本異議申立てを却下することが妥当であると判断した。

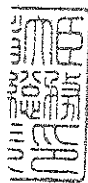
よって、主文のとおり決定する。

平成30年6月15日

外務大臣

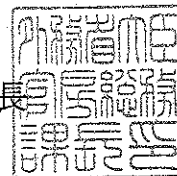


本書は、決定書の謄本である。



平成30年06月15日

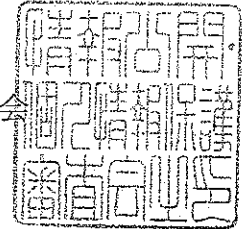
外務省大臣官房総務課長



情 個 審 第 1 5 3 3 号
平成 3 0 年 5 月 1 5 日

外務大臣 殿

情報公開・個人情報保護審査会



諮問事件に係る意見について（通知）

当審査会において下記1の諮問事件について調査審議しているところですが、情報公開・個人情報保護審査会運営規則第7条第4項に基づき、答申に先立ち、下記2のとおり当該事件に対する意見を通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成29年（行情）諮問第421号

事 件 名：特定国会議員が訪米した際に在米日本大使館が行った全ての会食及び供応に関する支出証拠，計算証明に関する計算書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

2 意見の内容

本件異議申立ての趣旨は、貴殿が平成18年6月20日付けで行った、存否応答拒否とする決定（以下「原処分」という。）に対する不服と認められる。

他方、異議申立人は、東京地方裁判所に原処分の取消しを求め提訴し、東京地方裁判所は貴殿による原処分は違法との判断を下した（平成19年9月20日、平成18年（行ウ）694）。これに対し、貴殿は、東京高等裁判所に、東京地方裁判所の判決を取り消し、原処分の維持を求める旨の控訴を行ったが、東京高等裁判所はこれを棄却し（平成20年5月29日、平成19（行コ）345）、さらに、貴殿は、最高裁判所に上告したが、不受理となり、貴殿の原処分の取消しが確定した。

本件異議申立ては貴殿の原処分に対してなされており、上記のとおり、原処分は裁判で取消しが確定していることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条に基づき、当審査会に諮問しなければならない場合に該当するものとは認められない。

したがって、本件諮問の取下げについて検討されたい。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局
〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎5階

電話03-5501-1793

FAX03-3502-0165